

2008 DISCLOSURE
KINKI KYOSAI

近畿共済の現状



近畿交通共済協同組合

2008 DISCLOSURE KINKI KYOSAI

組合の概要 (平成20年3月末現在)

名 称 近畿交通共済協同組合（略称 近畿共済）
所 在 地 大阪市城東区鶴野西2丁目11-2(大阪府トラック総合会館内)
設 立 日 昭和45年8月21日認可
組合員数 3,462事業所
出 資 金 2億3,821万円
総 資 産 203億9,824万円
役 員 数 106名
職 員 数 109名

C O N T E N T S

理事長あいさつ	1
組合のビジョン	2
事業の概況	4
組合運営の仕組み	8
法令遵守の体制	9
リスク管理の体制	11
員外利用の管理の体制	11
トピックス	12
商品の概要	14
契約の概要	16
事故処理サービス	18
事故防止サービス	20
トラック共済の概要	22
資料編	23~39

※本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2および同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ごあいさつ

近畿交通共済協同組合 理事長 坂本 克己

謹 啓

トラック運送事業者の皆さまには、日頃より近畿共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。私どもの事業概況、財務状況を皆さまにお知らせするためにこの冊子を作成いたしました。本誌をご覧いただき、近畿共済の事業に一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

近畿共済は、昭和45年に、大阪でトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として、全国に先駆けて設立されました。その後、順調に業容を拡大して奈良、和歌山、滋賀、京都を加えた2府3県で、自動車共済を中心に事業を展開し、平成13年10月には、トラック共済の全国組織である交協連を窓口に自賠責共済に参入、さらに近畿共済本体では取扱っていない生保、損保の商品を販売するキンコウセーフティ(株)を設立して、幅広くトラック運送事業者のニーズに応えられる事業を展開してまいりました。

設立以来38年を経過して近畿共済を取り巻く環境は大きく変わり、規制緩和、金融自由化が進む中で損保の攻勢が年々激しくなり、トラック運送事業者に支持されるサービス、商品の提供が組合運営に強く求められております。また、われわれの存立根拠である中小企業等協同組合法が施行以来はじめて大幅に改正、昨年4月より施行され、組合組織全般に透明性の確保、健全性の確立が求められ運営全般に法令等の遵守が必須となっております。これに対応するために近畿共済は、人材の育成、組織の整備を進めて万全の事務局体制を構築して、執行部の管理、指導のもとに開かれた組合運営を目指してまいります。

業務の推進では、まず事故の解決にあたっては、被害者救済という社会的な責務を果たしながら、契約者に納得していただけることに徹します。次に、事故防止につきましては、道路という公共財を使用しているトラック運送事業者の社会的地位の向上のために、事故防止の様々な講習会の開催や、事故防止器材の普及に努めてまいります。

さらに、契約につきましては、共済運営の基盤は契約の拡充にあるということを念頭におきまして、未契約、未加入の事業者の皆さまに積極的に働きかけてまいります。厳しい経営を強いられているトラック運送事業者の経営の一助となるべく、これからも運営してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

敬 具



近畿共済を取り巻く環境変化

近畿共済の基盤であるトラック運送業界は、依然として低調な物流輸送需要や規制緩和後の新規参入增加による運賃水準の低下に加えて、環境問題や安全問題などの社会的要請への対応によるコスト負担が求められ、さらに昨年来の原油高とともに急激な燃料価格高騰など、極めて厳しい経営環境にあります。

一方損害保険業界は、保険の自由化のもと激しい商品や価格競争が展開されてきましたが、主力の自動車保険分野では新車販売の不振により大幅な市場拡大が見込めないなか、保険金不払問題などを抱え、損保各社の競争は一段と激しさを増しています。

こうした厳しい状況のもと、近畿共済の根拠法で

ある改正中小企業等協同組合法が平成19年4月に施行されました。先立って改正された保険業法により共済事業が保険業と規定されたこととも軌を一にして、協同組合が実施する共済事業に対して保険と同一の規制を図る動向が見られます。こうした中、事業運営の健全性や透明性の確保を図り、コンプライアンスの徹底・重視が厳しく求められます。

近畿共済は、組合員、契約者の皆さまの信頼に応えるため、こうした環境変化に対応しつつ、組合の存在意義を輝かせ、事業基盤を将来にわたり確固たるものとするため大胆かつ堅実な事業運営を行っていきます。

近畿共済をめぐる環境変化

損保業界

保険自由化のもとで料率・商品開発競争

新規参入
銀行窓販
全面解禁

競争の激化

近畿交通共済協同組合

規制強化

中協法の改正

- ガバナンス機能の強化
- 健全性の確保
- 募集規制の強化

保険法の制定

組合員

- | | | |
|---------------|---|---------|
| 経営環境の深刻化 | ← | 経済的規制緩和 |
| 環境・安全問題等社会的要請 | ← | 社会的規制強化 |

経済・社会の構造変化

- グローバル化、市場化のもとで規制緩和と消費者保護の重視
地球環境問題、交通事故・労災事故防止など社会的要請の増大

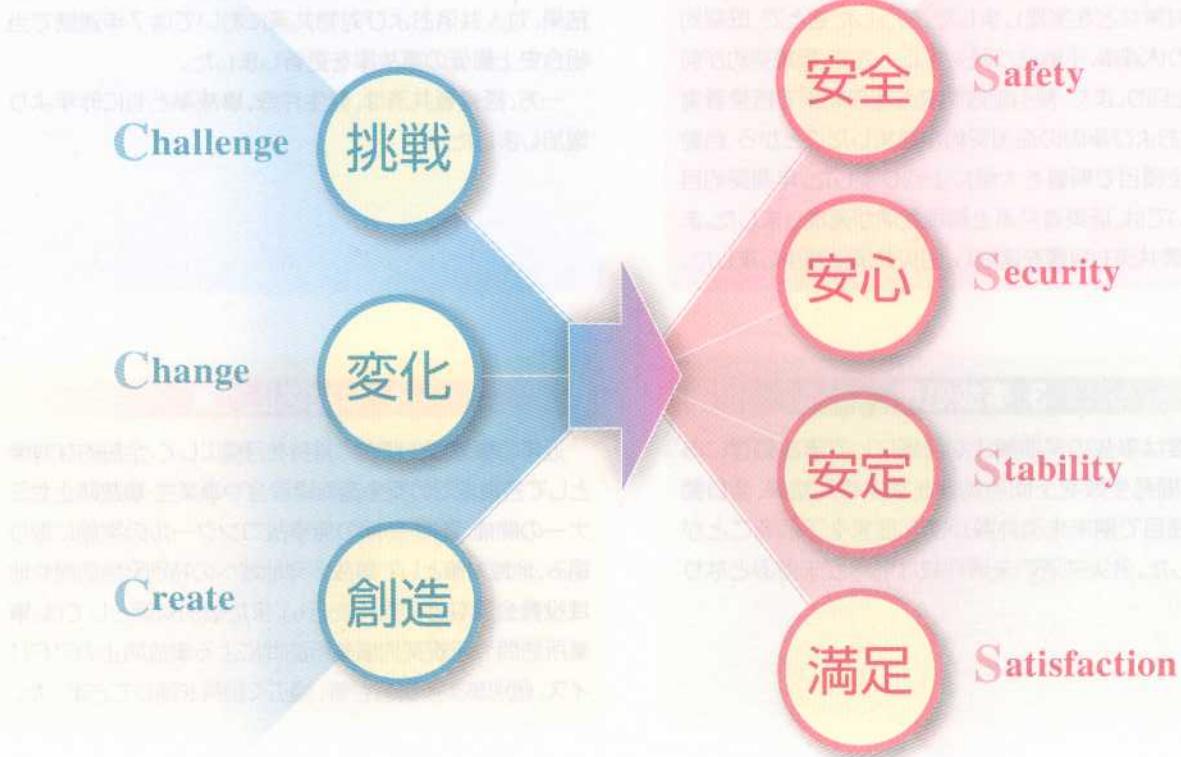


新しい時代における近畿共済のビジョン

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らが作った地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るために自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力で契約獲得費用を節減したり、交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保料率と比較しても優位な低い共済掛金を維持することができました。

しかし、当組合も市場化進展の影響のもとで、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためにも、組合員のニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により独自の信頼とブランド力を培っていかなければなりません。組合員の相互扶助という基本精神を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟な対応を図りつつ今後の事業展開をしていきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品の企画開発と信頼されるサービスの提供
2. 組合員への還元と掛金負担の軽減を図る事業運営
3. 組合員と組合の「顔と顔が見える」地域に密着したコミュニケーションを大切にする運営と共済推進体制の質的向上
4. コンプライアンスの推進とリスク管理の強化による健全な事業管理態勢の確立
5. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献



平成 19 年度 事業の概況

平成 19 年度のわが国経済は、底堅い企業の生産と輸出に支えられて景気回復基調を保っていたものの、力強さを欠く個人消費の動向に加えて、米国のサブプライムローン問題や原油・穀物などの原材料高により企業収益や消費の圧迫要因が強まるなかで推移しました。

貨物運送業界においては、輸送需要の低迷や運賃水準の低下などに加えて、環境対応コストや安全対応コストの増大、原油高による燃料価格高騰が経営を圧迫し、より一層の危機的状況となっていました。

このような景気動向に加え、新車販売の不振による自動車保険市場の頭打ちのもとで、損保各社による運送業界への契約獲得攻勢は益々激しくなっています。

こうした状況の中、当組合は、平成 19 年 4 月施行の改正中小企業等協同組合法に基づく重要課題として、法令遵守、運営の透明性、事業の健全性を図る制度の対応を着実に進めつつ、厳しい経営環境における組合員の経営の一助となる共済事業推進に取り組み、次の通りの成果を得ることができました。

主な業務実績は次の通りです

1. 契約推進

契約業務では、厳しい経営環境下の貨物運送業界に対応して、優良な新規契約獲得を目指して 5 月から実施した自動車共済掛金割引割増制度の広報・宣伝を行うとともに、訪問勧誘や新規契約推進キャンペーン、地域重点契約拡張対策などを実施しました。こうしたもとで、既契約組合員の休減車、不継続が減少する一方で、新規契約が前年より上回り、また、割引割増制度改定の効果で搭乗者傷害、対物および車両の追加契約が増加したことから、自動車共済全種目で期首を大幅に上回りました。年間契約目標については、搭乗者共済と車両共済が達成しました。また、自賠責共済も目標を達成し、労災共済は減少しました。

2. 事故発生状況

平成 19 年度は、依然として低調な国内貨物輸送の動きが続くなじで、対人および対物共済で発生件数、事故率ともに前年度より減少しました。車両共済については発生件数が増加ましたが事故率は低下しました。この結果、対人共済および対物共済においては 7 年連続で当組合史上最低の事故率を更新しました。

一方、搭乗者共済は、発生件数、事故率ともに昨年より増加しました。

3. 事故処理

本年度は事故の早期解決を目標にして事故処理にあたり、年間発生数を上回る処理をすすめた結果、全自动車共済種目で期末未済件数が前年度末を下回ることができました。労災共済の未済件数は前年度末並みとなりました。

4. 事故防止対策

近年の事故減少傾向の維持を目標にして、全般的な対策として各地域での安全運転講習会や事業主・事故防止セミナーの開催、夏期・冬期の無事故コンクールの実施に取り組み、地域対策として事故多発地域への特別緊急訪問や地域役員会議などの対応を行い、また個別対策としては、事業所訪問や新規契約事業所訪問による事故防止のアドバイス、個別事業所講習会等、幅広く施策を講じてきました。



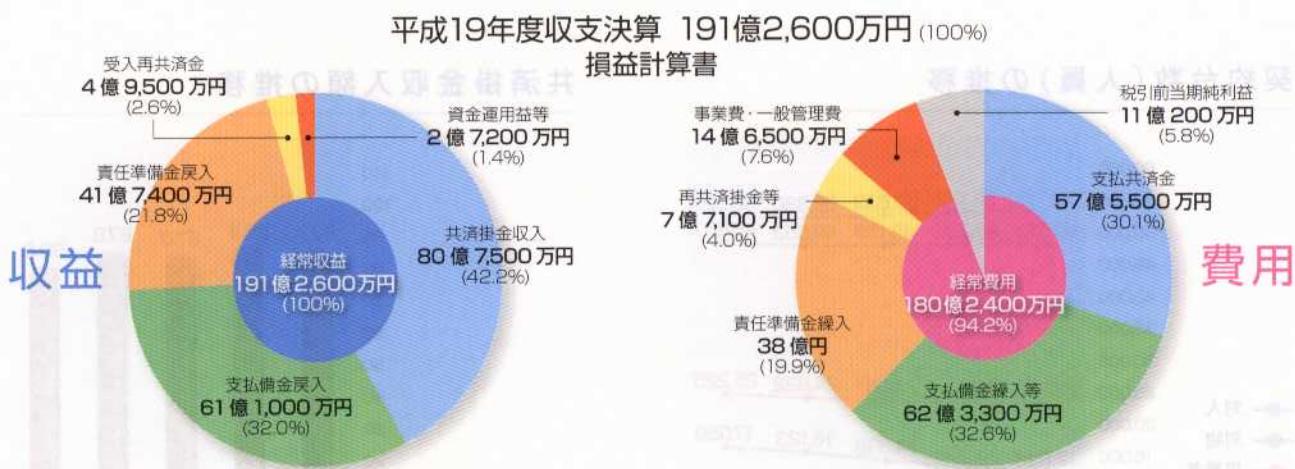
平成19年度の収支の状況および剰余金処分

平成19年度は、自動車共済契約が増加したものの共済掛金割引割増制度改定による割引の大幅な進行の影響で、正味共済掛金は80億7,542万円と前年度比8.0%の減少となり、これに支払備金戻入や責任準備金戻入、資産運用益等を加えた経常収益は191億2,615万円となりました。一方、発生事故の減少や対人高額賠償事案の支払が少なかったことから、支払共済金が57億5,542万円と前年度より8.2%減少し、これに支払備金繰入や事業費等を加えた経常費用は前年度より3.9%減の180億2,420万円となりました。この結果、経常利益は前年度比19.0%減

の11億195万円を計上することができました。

共済種目別収支でみてみると、対人および労災共済が赤字のほかは、搭乗者、対物、車両共済とともに黒字となりました。このうち車両共済が昨年度より増益、対人、搭乗者、対物および労災共済が減益でした。なお、自賠責共済については、収支相当の計算をしています。また、地域別収支については、全5地域が黒字となりました。

税引前当期純利益は、前年度より2億5,788万円(19.0%)減少し、11億195万円となりました。



1 出資配当は、70万円(税引前当期純利益に占める割合は0.1%)。年0.3%の配当率で、出資口数に応じて配当しました。

2 利用分量配当として、事業利用組合員に8億4,079万円(税引前当期純利益に占める割合は76.3%)を返戻しました。配当金は、事業利用の分量に基づき補償率に応じて配当を行いました。最高配当率は20.2%です。

なお、利用分量配当とは、中小企業等協同組合法に基づき協同組合事業に認められている利益剰余金の組合員への分配方法であり、組合員にとって損保会社にはない有利な制度です。当組合では、昭和61年度以降毎年実施しており、創立以来の配当金総額は今年度で170億円を超えるところとなりました。

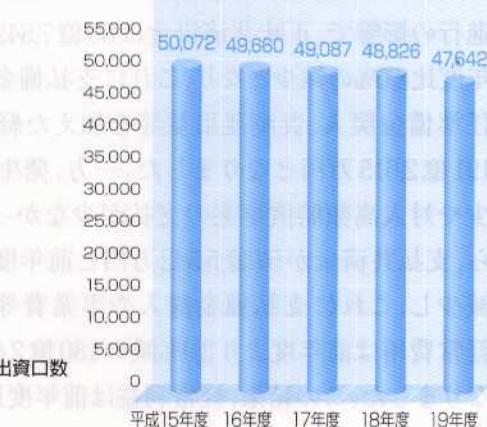
3 平成19年度は、2億4,236万円を内部留保しました(税引前当期純利益に占める割合は22.0%)。

これにより、当組合の内部留保は、88億3,136万円となりました。内訳は、利益準備金5億8,400万円、組合積立金81億7,000万円、教育情報費用繰越金7,500万円、次期繰越金236万円です。

目で見る近畿共済のあゆみ

[過去5年間の推移]

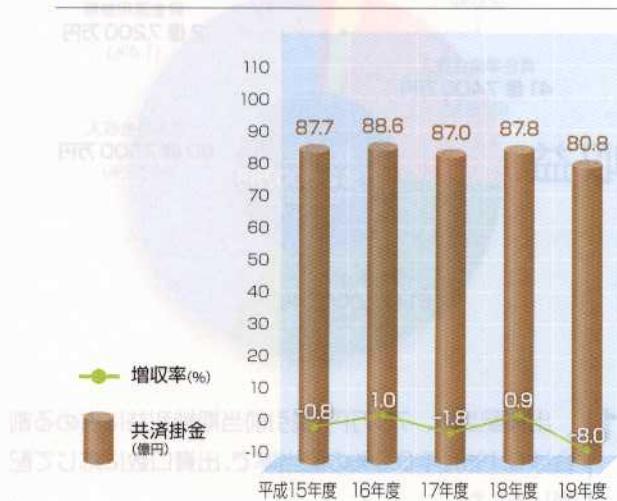
出資及び事業利用組合員数、出資口数の推移



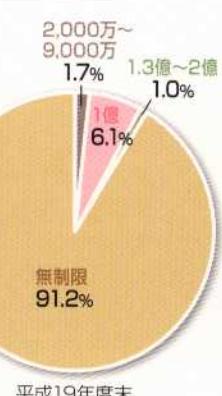
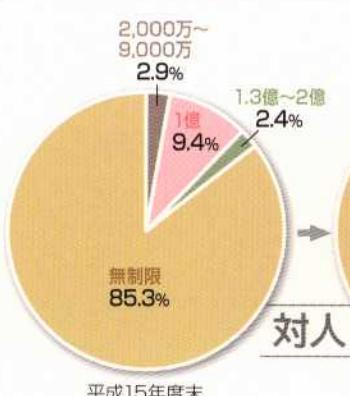
契約台数(人員)の推移



共済掛金収入額の推移

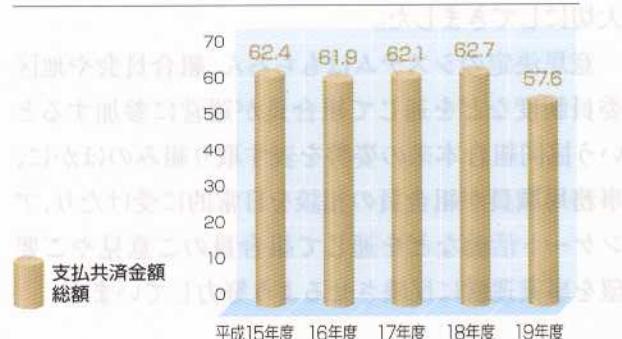


共済金額別契約構成比の推移(単位: %)





支払共済金額の推移 (単位: 億円)



当期純利益の推移 (単位: 億円)



組合資産の推移 (単位: 億円)



内部留保の推移 (単位: 億円)



組合員への配当金額の推移 (単位: 億円)



組合の組織運営のしくみ

近畿共済は、中小企業等協同組合法に基づき、国土交通省近畿運輸局(当時は運輸省大阪陸運局)の認可を受けて設立された、貨物運送事業者が自発的に相互扶助の精神で運営する協同組合であり、組合員に奉仕することを目的にしています。

当組合は創立以来、常に「組合員第一」の姿勢に徹し、組合員の切実な要望や実態に応じた共済事業を展開してきました。そのためにも、常に組合員の意

見が反映される運営に努力し、組合員の運営参加を大切にしてきました。

意思決定のシステムはもちろん、組合員会や地区委員制度などを通じて組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢を表す取り組みのほかに、事務局職員が組合員の相談を日常的に受けたり、アンケート活動などを通じて組合員のご意見やご要望を事業運営に反映させるよう努力しています。





コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み

当組合は、社会的責任を果たし、組合員や契約者の皆さまから信頼いただくためにコンプライアンス(法令等遵守)の態勢を強化し、これを重視した事業運営を行うよう努めています。

1.行動指針・行動規範

当組合は、コンプライアンスを事業運営上の重要課題と位置づけ、行動指針のもと、行動規範や各種方針を明確にし、役職員はこれに基づき業務を遂行しています。

2.コンプライアンス推進体制

当組合事務局内に、専務理事を議長とするコンプライアンス推進会議を設置して、コンプライアンスの推進状況等について審議しています。

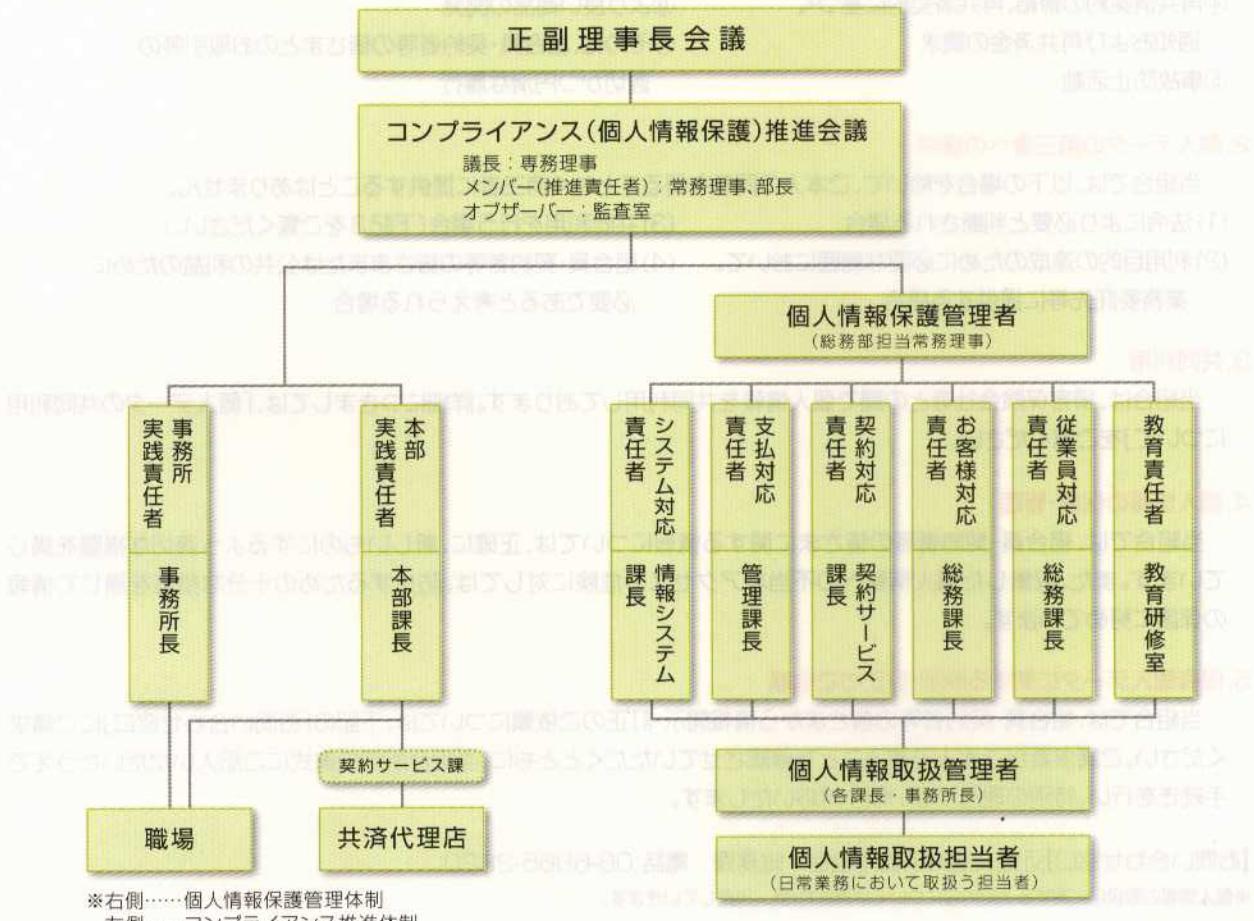
コンプライアンスの実務については、コンプライアンス推進責任者・実践責任者を定め、各部署の日常業務において、役職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を高め、適切な業務遂行を図るよう努めています。

3.コンプライアンスの実践のために

コンプライアンス推進のための実施計画として平成20年度コンプライアンス・プログラムを正副理事長会議において決議し、この計画に沿って取り組んでいきます。

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを作成し、全職員、派遣職員の研修を行い、周知徹底を図っています。

■コンプライアンス推進体制



当組合では、平成17年4月より全面実施された個人情報保護法に対応して、組合員・運転者、事故被害者の皆さまなどが安心して当組合のサービスをご利用いただけるよう、皆さまの個人情報について、別記のとおり「個人情報保護方針」を定め、情報

の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいくとともに、「個人情報保護規程」等に基づき個人情報を適正に取り扱うための事務局内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めています。

個人情報保護方針

近畿交通共済協同組合(以下、「当組合」といいます。)では、組合員・契約者等の皆さまからのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、次の通り個人情報の適切な保護、管理、利用に努めています。

1.個人情報の取得と利用

当組合では、自動車共済、自賠責共済、労災共済等の事業に関する個人情報を、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により取得いたします。

これらの情報は、次の目的に必要な範囲内で利用いたします。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ①ご本人かどうかの確認 | ⑥その他の商品・サービスのご提供・ご紹介 |
| ②共済契約の締結および共済掛金等の收受 | ⑦各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供 |
| ③共済金等の支払 | ⑧当組合が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施 |
| ④再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求 | ⑨より良い商品の開発 |
| ⑤事故防止活動 | ⑩その他、組合員・契約者等の皆さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行 |

2.個人データの第三者への提供

当組合では、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- | | |
|--|---|
| (1) 法令により必要と判断される場合 | (3) 共同利用を行う場合(下記③をご覧ください。) |
| (2) 利用目的の達成のために必要な範囲において、
業務委託先等に提供する場合 | (4) 組合員・契約者等の皆さままたは公共の利益のために
必要であると考えられる場合 |

3.共同利用

当組合は、損害保険会社等との間で個人情報を共同利用しております。詳細につきましては、「個人データの共同利用について」をご覧ください。

4.個人情報の保護・管理

当組合では、組合員・契約者等の皆さまに関する情報については、正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。また、収集した個人情報への不当なアクセスの危険に対しては、防止するための十分な措置を講じて情報の保護に努めています。

5.保有個人データに関する開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆さまから情報開示・訂正のご依頼については、下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当組合所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、特別の理由がない限り対応いたします。

【お問い合わせ窓口】近畿交通共済協同組合 総務課 電話:06-6965-2820

*個人情報の取扱いに関する上記内容については適宜見直し、改善していきます。



リスク管理の体制

共済事業運営においては、様々なリスクを把握し、組織的に管理していくことが重要な課題となっています。

当組合の事業を取り巻くリスクとしては、共済引受リスク(共済事故の多発や巨大事故の発生)、資産運用リスク(保有運用資産の価値の変動により損失

を被るリスク)、事務リスク(内部管理体制の不備や不適正な事務により損失を被るリスク)、システムリスク(コンピュータシステムの停止、誤作動、セキュリティ不備、不正利用などによって損失を被るリスク)などを認識し、適正な処置を講じています。

資産運用リスク管理

協同組合として、運用元本が100%確保できる安全性を最優先と考え、運用利回りについて運用開始における妥当な金利水準確保の観点によるポートフォリ

オの構築に努めています。また、これにより、金利変動リスクにも総合的に対処していきます。

システムリスク管理

システムリスク軽減のために、あらゆる障害や災害を想定し、機器設備等をデータセンターに移設し、データバックアップを行うとともに、データの二重保護な

ど情報資産の保護に努めています。また、個人情報漏洩対策も行っています。

共済事業の員外利用の管理体制

組合は、法令により組合員の利用分量の100分の20まで員外利用をさせることができると規定されています。

当組合では、法令に従って厳正に員外利用管理を行うため、員外契約比率の点検を定期的に行うとともに、自賠責共済代理店に対する指導も行っています。

トピックス

平成18年4月～平成20年3月

● トラック共済ロードサービスを開始

全国トラック交通共済協同組合連合会がロードサービス会社と締結したトラック共済ロードサービスについて、当組合は平成18年4月から「日本ロードサービス株式会社(JRS)」のロードサービスを斡旋開始しました。



● 自動車共済割引制度を改定

当組合では、保険自由化における競争激化に対応し、かつ、組合員の厳しい経営環境のもとで負担軽減を図るように、割引制度の拡充を図ってきました。

第86回臨時総代会(平成19年3月)で改正された割引・割増制度は、利益配当による還元から契約引受時の割引拡大に重点を移し、どの年度をとっても損保会社の割引よりも優位な掛金となるように、わかりやすい制度を作りました。これらは、平成19年4月から実施されました。



● 第20期執行部を選出

第138回理事会(平成18年6月5日)より、坂本克己理事長をはじめ第20期執行部体制がスタートしました。

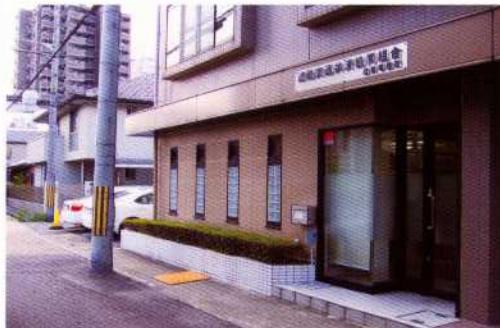


● 改正中小企業等協同組合法が施行

当組合の根拠法である改正中小企業等協同組合法が平成19年4月1日に施行されました。改正法では、透明性や健全性を確保する措置など会社法や保険業法と類似の制度が導入されました。また、これに伴う中小企業等協同組合法施行規程(同年8月23日改正)により、既発生未報告支払備金、異常危険準備金および健全性基準の積立、計算方法などが規定されました。同法に基づく共済事業の監督における考え方や評価項目などを詳細にわたり示した「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」が平成20年3月31日に実施に移されました。

● 滋賀事務所移転

滋賀事務所を平成19年3月、滋賀県栗東市から草津市に移転しました。





●定款、自動車・労災共済約款の改正、自動車・労災共済規程の制定

第37回通常総代会(平成19年6月)にて、改正中協法施行に基づき、定款等の一部改正と自動車および労働災害共済規程の制定を行いました。あわせて、自動車および労働災害共済約款の一部改正を行いました。

● 分割払共済掛金の口座振替制度の拡充

組合員の皆さまから要望の多かった、分割払共済掛金の口座振替が平成20年1月からほぼ全金融機関(郵便局を除く)で可能になりました。

当組合坂本理事長が交協連会長に

交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)第138回理事会(平成19年6月)において、当組合坂本克己理事長が交協連第5代会長に選任されました。



新商品・制度の導入状況(過去7年間)

事業年度	商品・掛金（規約・約款の改定）	組合制度（定款等の改正）
平成 13 年度	自賠責共済開始（13.10） 自動車共済割引割増制度の改正（13.12 要領改正） 運送事業者賠償責任保険を販売（13.12 子会社キンコウセーフティ株） 自賠責共済規程等を変更（14.1）	子会社設立（13.5 定款改正） 員外利用規定を新設（13.12 定款変更） 総代会開催期限の延長（13.12 定款改正）
平成 14 年度		役員の定数・算出基準の改正（14.12 定款改正）
平成 15 年度	対物共済無制限実施、免責金額の多様化（15.12 規約改正） 共済掛金分割払口座振替方式新設、分割払金利撤廃（15.12 約款改正）	
平成 16 年度	自動車共済割引割増制度の改正（16.6 要領改正） 対物火災・爆発・漏えい危険のみ高額担保特約新設ほか（15.12 規約・約款改正） 自賠責共済掛金改定	組合員資格、剩余金配当の改正（16.6 定款改正）
平成 17 年度	自賠責共済掛金改定	
平成 18 年度	ロードサービス開始（18.4） 自賠責共済掛金改定	役員、総代の任期伸長規定他（18.12 定款改正） 委員会、審査委員の任期伸長他（18.12 規程改正）
平成 19 年度	自動車共済割引割増制度の改正（19.3 要領改正） 自賠責共済掛金改定 対人臨時費用の改定、自損・搭乗者・労災について共済契約者の支払 義務規定化（19.6 約款改正） 労働保険事務組合事務処理規程の改正（19.12） 分割払共済掛金の口座振替制度の拡充（20.1）	改正中小企業等協同組合法にもとづく定款改正（19.6） 自動車および労災共済規程の制定 既発生未報告支払備金および異常責任準備金を規定（19.12 規程改正）

商品のご案内

シンプルで確かな補償
わかりやすい商品内容で基本補償を確保します



対人共済

自動車事故で他人を死傷させ、被害者への損害賠償金額が自賠責保険で支払われる額を超えたとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

損害賠償額と費用の合計額から自賠責保険(共済)金を差し引いた額をお支払します。

被害者1名ごとの損害につき共済金額を限度としてお支払いします。

引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。

臨時費用として、別枠でお支払いします(死亡の場合5万円、入院の場合2万円)。



自損事故補償

共済契約者、従業員である運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故(運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合など)によって死亡またはケガをし、その損害について自賠責保険から補償されないときに、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

- 死亡共済金 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円。
- 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて死亡共済金の4%から100%。
- 介護費用共済金 介護をする重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円。
- 医療共済金 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円(限度額100万円)。
(以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ半額となります)。
- 減収補償共済金 死亡または入院が60日以上の場合に、対人共済金額に応じて120万円から160万円。

臨時費用として、死亡の場合30万円、60日以上の入院の場合10万円をお支払いします。

自損不担保特約もあります。

自損事故補償については、基本的に対人共済契約をされると自動的に付帯していますが、自損事故の場合は労災共済や搭乗者共済と補償が重複することから、契約者の選択により自損事故補償の取り外しも可能です。



対物共済

自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければいけないとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

共済金額を限度として、修理費等の合計額からご契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。

引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。

なお、免責30万円、50万円については、営業用の普通貨物自動車(2t超)、普通貨物自動車(2t以下)、小型貨物自動車、普通車ダンプカー、特種用途自動車、A種工作車、B種工作車で1,000万円以上の共済金額の場合となります。また、一部車両(※)については、引受限度額が10億円となります。(※)危険物積載車、空港構内使用車、「クレーン・ショベル付」A種工作車等。



車両共済

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難などの偶然な事故によって契約した車両が損害を受けたときに共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

(1)ご契約の車両が修理できる場合(分損:修理費が損害発生時の時価額より下回る場合)。

ご契約の車両の損害額からご契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額。

(2)ご契約の車両が修理できない場合(全損:修理費が時価額以上となる場合)損害発生時の時価額。

臨時費用として、共済金額の5%(10万円を限度とします)をお支払いします。



搭乗者共済

契約自動車に乗車中の人が(運転手を含みます)が、事故によって死亡したりケガをしたときには、損害賠償金とは別に共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

■死 亡 共 済 金 共済金額(1名につき300万円、500万円、1,000万円の3種類)全額。

■後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%。介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の10%を重度後遺障害特別共済金として、50%を重度後遺障害介護費用共済金として別に支払います。

■医 療 共 済 金 入院1日につき共済金額の1.5/1000、通院1日につき共済金額の1/1000(限度額180日)。



労災共済

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

遺族補償給付・障害補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額(障害補償給付は後遺障害の場合に応じて)をお支払いします。

甲種(法定外補償規程がない場合)/給付額を1口から15口(遺族補償の場合は1口100万円)までの中から任意にお選びいただけます。

乙種(法定外補償規程がない場合)/組合員と従業員の間で締結した災害補償規定に定めた給付額にて契約していただけます。

休業補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額(最高1,092日分)をお支払いします。

A型(定額型)/休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき1,000円をお支払いします。

B型(定率型)/休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき給付基礎日額の20%をお支払いします。

(給付基礎日額とは政府労災保険で算定した平均賃金)



自賠責共済

法律(自動車損害賠償保障法)によって、すべての自動車(バイクを含む)に加入が義務づけられている強制保険です。すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3,000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3,000万円まで(神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4,000万円、随時介護のときは3,000万円;平成14年4月1日以降の事故)、傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払します。お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準に基づいて迅速・適正にお支払いします。

契約推進

自助努力により負担を軽減 組合員企業の安定に役立ちます

「少しでも安い負担で最大の補償を」という組合員の皆さまの要望にお応えして、当組合では自動車共済掛金水準を保っています。これは、組合員の協力で契約獲得費用を節減したり、交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えることで可能となっています。

また、シンプルでわかりやすい商品内容が特徴です。交通事故被害者の救済、共済契約者の被るリスクからの保護という、貨物運送事業者に必要な基本的補償は十分です。契約者が必要な共済種目を任意に選択していただけます。

当組合では、各種の共済パンフレットや広報誌、業界紙などを通じて商品やサービスのご案内をさしあげるとともに、各種会議において契約担当者がご要望をお伺いし、ニーズに応えられるように努力しています。また、共済契約推進にあたっては、勧誘方針を厳守し、重要事項の説明を尽くすよう努めています。



勧誘方針の策定

当組合では、組合員、契約者の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、共済の勧誘にあたっての方針を定め、適正な共済契約の推進・勧誘に努めています。

勧誘方針～組合員の皆さまへのお知らせ～

本方針は、組合員の皆さまに対する「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、
つぎの勧誘方針を定めましたので、ご案内します。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正な共済契約の推進に努めてまいります。
2. 組合員の皆さまに共済商品の内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を創意工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済商品が選択できるよう努めています。
3. 共済契約の推進にあたっては、組合員の皆さまのご迷惑とならないように、時間帯や場所につき十分に配慮してまいります。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済契約推進(郵送等)をおこなう場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
5. 万が一交通事故が発生した場合におきましては、迅速かつ確かな共済金の支払いに努めてまいります。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については適正かつ厳正な管理に努めてまいります。
7. 組合員の皆さまのご意見、ご要望をお聞きし、今後の共済商品開発や契約推進に反映していくよう努めてまいります。



ご契約にあたって

ご契約は、組合員および系列会社に限ります

組合員とは、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府内の貨物運送事業者が組合の加入承認を得た後、一定の出資(一口5,000円)をした方のことをいいます。

組合員と人的、資本的に密接な関係をもつ系列会社は、その組合員の契約を前提に員外利用として共済契約ができます。

おすすめ契約です

交通事故の大型化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。

ご契約は便利でお得な全車一括契約をおすすめします。

自賠責共済もあわせて当組合にご契約いただきますと、共済金請求手続などが一本化でき、お支払も一段とスピーディです。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

1.ご契約内容を十分ご確認ください

共済契約申込書の記載事項が事実と相違している場合は、共済金をお支払いできないことがあります。契約もれ、登録番号間違いがないかを再確認してください。特に車両共済契約については、付属品の記載漏れがないかご注意ください。

2.共済金額は、適切な額をお付けください

車両共済契約は時価でお引受けします。事故で全損になれば車両契約は事故発生時に終了します。

3.次の対象車種等の場合はご注意ください

- (1)制限車種(危険物積載車、空港構内使用車など)の対物契約にはお引受限度額があります。
- (2)危険物積載車には危険物割増を適用します。
- (3)事故防止装置装着車の場合割引適用するための資料が必要となります。

4.共済責任の発生時期にご注意ください

当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まります(掛金払込期間を経過した場合は掛金払込日の午後4時からの契約になります)。

共済掛金のお支払方法について

1.初回掛金は、現金または小切手で取扱銀行にご入金ください。

2.分割払いは、6回払と11回払の2種類があります。

3.分割払い方式には、口座振替と約束手形による支払があります。

4.口座振替方式の引落日は毎月3日または22日です。

5.1回払の場合は、基本掛金を3%割引きます。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.分割払掛金の2回目以降の掛金にお支払いがなく支払日を7日経過した場合は、支払日に遅延して失効します。

2.ご契約後、下記のようにご契約車を入れ替るなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知ください。

ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合など)

事故処理サービス

親切・スピード・信頼をモットーに安心と満足を提供します

共済(保険)の値打ちは、事故が起きたときに試されます

不幸にして事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理の対応に取り組み解決を図ることが、何よりのサービスとして組合員に安心を提供することになり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員の皆さんに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員の皆さんにご満足いただけるサービスの提供に努めます。このため、特に事故処理担当者の能力向上に力を入れ、職員研修などを積極的に行ってています。

示談代行サービス

契約車両による事故が発生したときには、事故解決への相談、援助はもちろん、契約者と被害者の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、当組合が被害者との示談交渉を受け、組合員に納得いただける示談交渉サービスを行います。



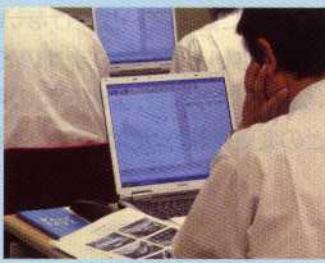
全国どの事故にも対応

遠方で起きた事故でも、必要に応じてスタッフを派遣できるように配置しています。

また、鑑定人や提携契約損害調査会社も利用してスピーディに効率的な調査も行うなど、全国をカバーするための万全の体制を用意しています。

専門スタッフによる親切・スピーディな事故解決

事故処理は専門スタッフが担当し、組合員と常に連絡をとりながら進めます。対物事故におけるコンピューターによる事故車損害額見積りシステム(アウダネオ)や判例検索のOA化、決裁権限の思い切った現場委譲の実施などにより適切かつスピーディな事故解決に努力しています。また、法律上の問題については顧問弁護士、医療上の問題については審査医に相談しながら適正・妥当な賠償に努めています。



ファックスによる事故報告 など手続きの簡素化

当組合への事故報告もファックスで送っていただければ、スピーディに処理することができます。また組合員のご要望に応じて、提出書類の簡素化も行っています。

賠償金一括払サービス

対人事故の場合、自賠責保険金(共済金)と対人共済金を一括してお支払いしますので、スピーディで円滑に事故処理が進みます。

訴訟になったときにも万全のサポート

万一訴訟になった場合でも、顧問弁護士により十分ご援助できる体制を整えています。

また、弁護士報酬や訴訟費用等は当組合が負担します。

パソコンシステム管理による効率化

スタッフ全員にパソコンを導入し、経過記録管理や支払決済手続のシステム化をすすめ、迅速かつ効率的な事故処理を行っています。

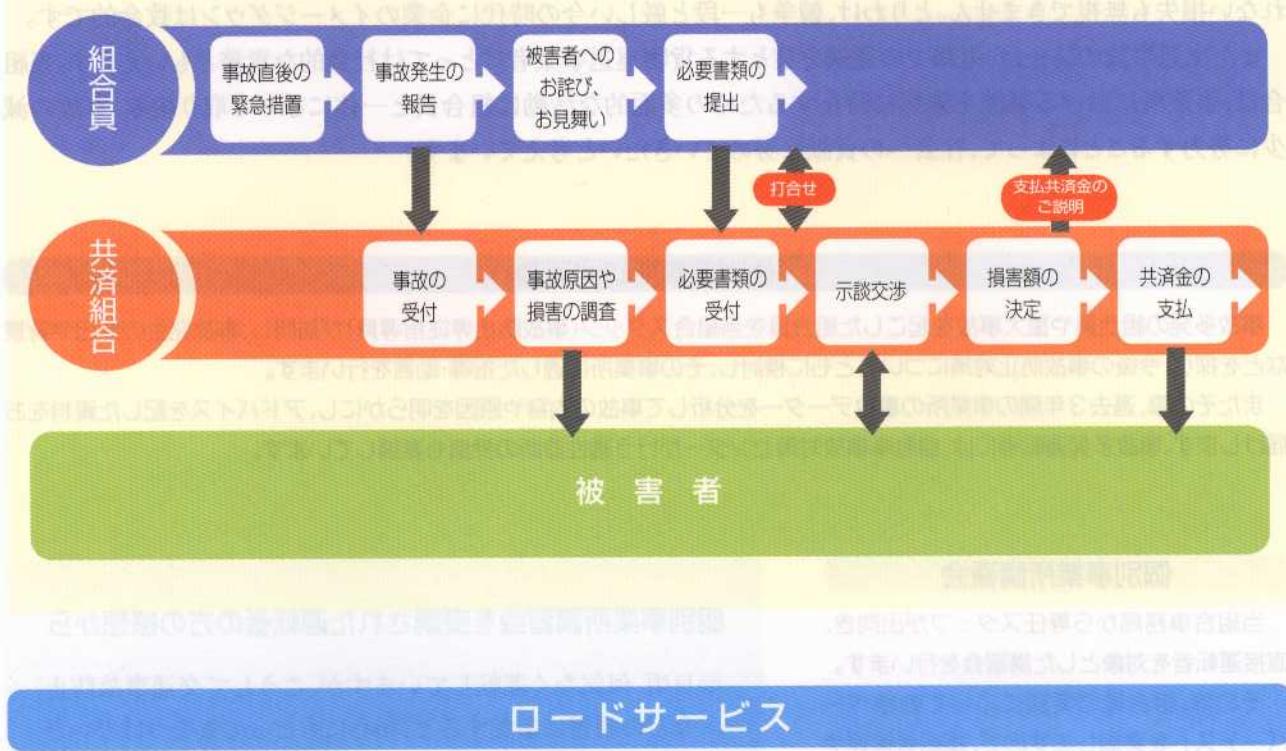
夜間・休日事故受付サービス

夜間・休日に事故を起こされた場合にフリーダイヤルでも事故報告の受付を行っています。

0120-132583

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

交通事故から共済金の支払いまでの流れ



ロードサービス

当組合では契約組合員の皆さんに、「日本ロードサービス株式会社(JRS)」による、24時間いつでも日本全国どこでも利用いただけるロードサービスを斡旋いたしますので、利用ご希望の皆さんには、一般料金よりお得な組合員特別料金でロードサービスがご利用いただけます。

24時間・緊急 サポートサービス

車両のトラブルが発生した時に、安全性の確保や車両トラブルにおける応急処置のアドバイスを行い、運転者の要請があれば、組合員会社に対し、緊急連絡や状況説明を行います。

搬送サービス、 レッカーコンピューターサービス

車両が自走不能の場合は、トラブル発生地点より最寄りの修理工場等へ積載車およびレッカーカー車により搬送します。

現場緊急サービス

- ①鍵の解錠
- ②バッテリーリーシャンピング
- ③スペアタイヤの交換
- ④燃料切れの現場緊急サービスの他、現場対応可能な応急修理作業(軽作業)。

事故防止サービス

組合員と一緒に事故防止に努力し、安全を提供します

交通事故により企業が受ける損失は損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金(保険料)のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済(保険)でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、競争も一段と厳しい今の時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路での運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一緒に取り組み、事故の減少に努力することによって、社会への貢献に努めています。

個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員を当組合スタッフ(事故防止専従指導員)が訪問し、事故発生の原因や背景などを探し、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データーを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

個別事業所講習会

当組合事務局から専任スタッフが出向き、直接運転者を対象とした講習会を行います。

その際、組合員の希望に応じて各種ペーパーテストを実施しますので、運転者管理や安全教育に活用していただけます。



個別事業所講習会を受講された運転者の方の感想から

- 日頃、何気なく運転しているが、こうして交通事故防止などの講習に参加すると、初心にもどって気をつけないといけないと思いました。(Tさん)
- 出席して、確かにとか、そうしなければ、と思うことが多い、運転に対する考え方をもっと厳しく持たなければと思う。(Aさん)
- 参加して思った事は、自分が気をつけて運転していても相手が何も考えずに突っ込んでくる事や、歩行者や自転車の信号無視による事故があり、相手が何を考えているかを予測して運転しなあかんと思いました。(Tさん)

ドライブレコーダーの貸出

ドライブレコーダーは、事故防止や運転マナーの向上に効果が高く、省燃費にも効果があるとされています。これを活用することで、一層の事故防止および安全管理業務に役立てていただけるよう、本年8月より貸出サービスを開始しています。





安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立ていただけます。



ビデオ貸出サービス

安全教育に役立てるため、事故防止のビデオテープ等の視聴覚教材を用意しています。また、運転者向けの安全運転教材(小冊子)などを契約組合員に配布しています。



無事故無違反優良 ドライバーの表彰制度

1年間無事故・無違反の運転者に対しては記念品、抽選で商品券を贈呈しています。また、3年以上の長期間無事故・無違反を達成した運転者を表彰しています。



広報活動

ポスター・チラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記等の募集に協力しています。



事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていただく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎え興味深いお話をいただきます。



交通事故防止キャンペーン

事故多発が予想される夏期と冬期に事故防止キャンペーンを実施し、期間中優良な地域や事業所を表彰します。



安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者に義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。



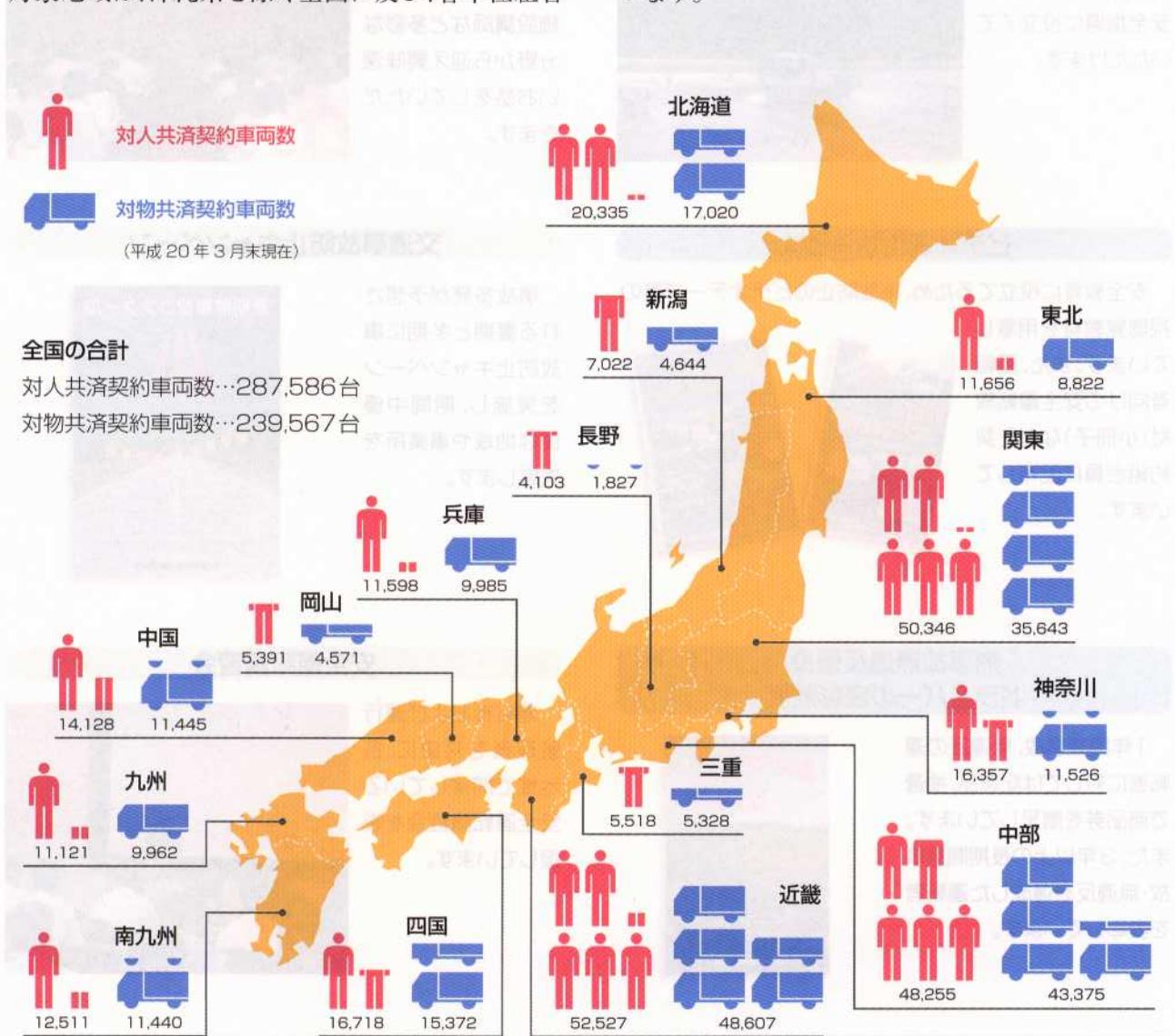


再共済制度で万全の共済金支払を確保します

対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会(略称 交協連)を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各単位組合

の総資産合計は1,000億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠責共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



再共済制度とは

踏切での列車との衝突や高速道路での多重衝突事故など巨大事故が発生すると、その共済金が巨額になり、組合の経営が不安定になることから、共済組合が引き受けた危険を平均化・分散化するために、契約者から引き受

けた危険の内、一定額を超える部分を交協連に負担してもらう仕組みです(対人共済および対物共済)。さらに高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることにより支払に万全を期しています。

資料編

■ 事業の概況

1.直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項

主要な業務状況を示す指標の推移

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益 (対前期増減率)	20,069,298 (▲0.2%)	20,535,921 (2.3%)	20,252,134 (▲1.4%)	20,111,465 (▲0.7%)	19,126,158 (▲4.9%)
経常利益 (対前期増減率)	969,259 (42.8%)	1,226,141 (26.5%)	1,396,715 (13.9%)	1,359,830 (▲2.6%)	1,101,954 (▲19.0%)
当期純利益 (対前期増減率)	857,820 (53.9%)	1,123,727 (31.0%)	1,286,772 (14.5%)	1,257,951 (▲2.2%)	1,003,794 (▲20.2%)
出資金の額 (出資口数)	250,360 (50,072口)	248,300 (49,660口)	245,435 (49,087口)	244,130 (48,826口)	238,210 (47,642口)
純資産額	9,149,934	9,581,910	9,910,347	10,026,326	9,915,127
総資産額	20,620,145	20,960,082	20,963,582	20,934,606	20,398,237
責任準備金残高	4,097,709	4,166,473	4,114,680	4,174,112	3,799,906
有価証券残高	12,946,029	13,381,992	13,556,153	13,671,968	13,943,841
支払余力比率	—	—	—	—	1,559.5%
剩余金の配当額	出資配当金	738	729	724	714
	利用分量配当金	688,953	954,742	1,139,944	1,108,359
職員数	105人	104人	107人	103人	109人
正味共済掛金 (対前期増減率)	8,623,403 (▲0.4%)	8,712,926 (1.0%)	8,550,407 (▲1.9%)	8,587,840 (0.4%)	7,936,333 (▲7.6%)
員外利用割合	0.00%	0.01%	0.01%	0.01%	0.08%

※正味共済掛金については、損益計算書の正味共済掛金から解約等返戻金を控除しています。

※員外利用割合については、平成19年度より自賠責共済の員外利用を含みます。

2. 主要な業務の状況を示す指標

出資口数、出資および事業利用組合員数

	平成18年度	平成19年度
出 資 口 数	48,826	47,642
出 資 組 合 員 数	3,536	3,462
事 業 利 用 組 合 員 数	2,503	2,509

共済の種類ごとの契約台数

	平成18年度	平成19年度
対 人 共 濟	52,380	52,527
搭 乗 者 共 濟	24,622	25,225
対 物 共 濟	48,053	48,607
車 両 共 濟	16,123	17,050
労 災 共 濟	3,400	3,365
自 賠 責 共 濟	2,424	2,984

共済の種類ごとの正味共済掛金

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	
		構成比(%)	増収率(%)
対 人 共 濟	2,390,820	27.8%	▲3.2%
搭 乗 者 共 濟	156,775	1.8%	2.8%
対 物 共 濟	4,343,165	50.6%	▲0.3%
車 両 共 濟	1,546,241	18.0%	8.8%
労 災 共 濟	29,793	0.4%	▲7.5%
自 賠 責 共 濟	121,045	1.4%	1.6%

共済の種類ごとの支払共済金

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度
対 人 共 濟	2,300,782	1,921,556
搭 乗 者 共 濟	31,470	67,536
対 物 共 濟	2,763,338	2,636,687
車 両 共 濟	1,057,286	1,010,784
労 災 共 濟	6,498	9,783
自 賠 責 共 濟	107,891	109,078

■ 事業の概況

統計で示す保険の事業の要旨

共済の種類ごとの事故発生および処理状況

	平成18年度				平成19年度			
	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済
対人共済(人)	2,169	2,313	2,540	1,942	1,942	2,254	2,332	1,864
搭乗者共済(人)	64	76	84	56	56	86	94	48
対物共済(物件)	2,172	7,903	8,393	1,682	1,682	7,479	7,510	1,651
車両共済(件)	430	1,532	1,632	330	330	1,602	1,610	322
労災共済(人)	12	28	29	11	11	38	37	12

共済の種類ごとの損益状況

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度
対人共済	▲318,697	▲425,178
搭乗者共済	56,975	27,593
対物共済	1,036,933	885,464
車両共済	324,283	369,554
労災共済	10,013	▲6,662

地域ごとの損益状況

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度
大阪地域	783	486
奈良地域	70	35
和歌山地域	59	124
滋賀地域	63	130
京都地域	135	76

再共済又は再保険を引受けた者

平成18年度	全国トラック交通共済協同組合連合会
平成19年度	全国トラック交通共済協同組合連合会

支払再共済掛金の上位を占める5社の割合

平成18年度	100%
平成19年度	100%

未収再共済金

(単位:百万円)

平成18年度	26
平成19年度	160

3. 共済金等の支払能力の充実の状況

支 払 余 力

支 払 余 力

平成19年度 (単位:千円)

A. 支払余力総額		8,786,769
出資金	金 融 机 関 等	238,210
利益準備金		584,000
剰余金		9,092,917
異常危険準備金の額		37,218
出資配当金		698
利用分量配当金		840,791
土地の含み益		-324,087
B. リスクの合計額 $\sqrt{R1^2 + (R3+R4)^2 + R2 + R5}$		1,126,836
(R1)一般共済リスク		963,832
(R2)巨大災害リスク		116,397
(R3)予定利率リスク		0
(R4)財産運用リスク		202,097
(1)価格変動リスク		160,077
(2)信用リスク		13,777
(3)子会社等リスク		0
(4)再保険リスク		25,046
(5)再保険回収リスク		3,197
(R5)経営管理リスク		25,647
C. 支払余力比率 $\{A/(B \times 1/2)\} \times 100$		1559.50%

支払余力比率

当組合では、共済事故発生の際の共済金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生など通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした通常の予測を超えて発生する諸リスク(上表のB)に対応するため、どのくらいの支払能力(上表のA)を備えているかを判断するための経営指標として、中小企業等協同組合法の規定に基づき計算されたのが「支払余力比率」(上表のC)です。

なお、支払余力比率は、行政庁が経営の健全性を判断する際に活用する客観的な指標のひとつで、この比率が200%を下回ると行政庁より早期是正措置がとられることとなります。

(注)当組合の支払余力比率は、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と算出基準が異なるため、単純に比較はできません。

1. 財務諸表

貸借対照表

平成20年3月31日

(単位:円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
I 現金預金	628,776,248	I 共済契約準備金	9,849,805,417
II 有価証券	13,943,840,500	支払備金	6,049,899,491
国債	497,413,000	責任準備金	3,799,905,926
地方債	7,470,553,500	II 共済事業負債	117,411,708
政保債	5,225,934,000	未払返戻金	1,732,060
利付商工債	350,000,000	未払再共済掛金	67,496,070
その他有価証券	399,940,000	未払業務委託費	2,562,019
III 共済事業資産	5,315,852,655	未払配分付加掛金	13,156
受取手形	717,188,460	前受共済掛金	30,161,180
未収共済掛金	1,990,459,610	前受再共済金	0
未収再共済金	159,855,040	共済仮受金	15,447,223
未収配分付加掛金	329,889	III その他の負債	120,653,463
前払共済金	811,527,014	借入金	0
自賠立替金	482,310,071	未払金	39,627,410
共済仮払金	164,374,571	預り金	14,075,942
支払備金見返	989,808,000	仮受金	637,297
IV その他の資産	70,182,952	未払法人税等	66,312,814
関係先出資金	3,723,880	IV 引当金	395,239,163
差入保証金	2,300,000	賞与引当金	63,100,000
子会社出資金	10,000,000	退職給与引当金	332,139,163
未収金	33,132	負債合計	10,483,109,751
前払金	0	1. 出資金	238,210,000
立替金	1,457,070	2. 資本剰余金	4,070,000
貸付金	39,147,500	資本準備金	4,070,000
仮払金	243,240	その他資本剰余金	0
前払費用等	3,378,130	3. 利益剰余金	9,672,847,144
ソフトウェア仮勘定	9,345,000	利益準備金	584,000,000
長期前払費用	555,000	その他利益剰余金	9,088,847,144
V 固定資産	439,584,540	教育情報費用繰越金	75,000,000
土地	412,781,000	組合積立金	8,005,000,000
建物	0	当期未処分剰余金	1,008,847,144
備品・その他	4,433,971	(うち当期剰余金)	(1,003,794,018)
電話加入権	4,345,077		
ソフトウェア	18,024,492		
資産合計	20,398,236,895	純資産合計	9,915,127,144
		負債および純資産合計	20,398,236,895

余 剰 金 余 剰

損益計算書

自：平成19年4月1日
至：平成20年3月31日

(単位：円)

科 目		費 用	収 益
経常収益	正味共済掛金		8,075,428,651
	受入配分付加掛金		18,494,569
	支払備金戻入		6,110,060,000
	責任準備金戻入		4,174,112,023
	受入再共済金		494,759,059
	受取手数料		1,846,331
	資金運用益		223,504,330
	事故防止補助金		12,251,000
	その他の経常収益		15,702,158
	合計	円 18,024,204,103	19,126,158,121
経常費用	支払共済金	5,755,424,202	
	支払備金繰入	6,049,899,491	
	支払備金見返益	△ 989,808,000	
	支払備金見返戻入	1,172,814,500	
	責任準備金繰入	3,799,905,926	
	再共済掛金	631,801,280	
	解約等返戻金	139,095,271	
	事業費	952,494,804	
	一般管理費	512,576,629	
	その他の経常費用	0	
計		18,024,204,103	19,126,158,121
経常利益			1,101,954,018
特別損益	特別利益		
	固定資産売却益		0
	特別費用		
	固定資産除却損	0	
計		0	0
特別利益		0	0
税引前当期純利益金額			1,101,954,018
法人税等充当額			98,160,000
当期純利益金額			1,003,794,018

■ 経理および財産運用の状況

剩 余 金 処 分

自：平成19年4月1日
至：平成20年3月31日

I. 当期末処分剩余金

当期純利益金額	1,003,794,018 円
前期繰越剩余金	5,053,126 円
合 計	1,008,847,144 円

II. 組合積立金取崩額

法定繰越金取崩	75,000,000 円
---------	--------------

III. 剩余金処分額

利益準備金	0 円
教育情報費用繰越金	75,000,000 円
組合積立金	165,000,000 円
(特別積立金)	165,000,000 円)
出資配当金(年0.3%)	698,850 円
利用分量配当金	840,791,062 円
合 计	1,081,489,912 円

IV. 次期繰越利益

2,357,232 円

2. 財産運用に関する指標

運用資産の構成・平均残高・運用利回り

区分	平成18年度		平成19年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
現金預金	1,138,959	1.67%	786,517	0.10%
有価証券	13,614,061	1.54%	13,807,905	1.60%
合計	14,753,020		14,594,421	1.52%

運用資産の増減

区分	平成18年度	平成19年度
現金預金	△ 389,404	△ 315,481
有価証券	115,815	271,873
合計	△ 273,589	△ 43,608

利息及び配当金収入明細

区分	平成18年度	平成19年度
現金預金利息	0	819
有価証券利息配当金等	230,155	222,686
(内償還益)	(2,525)	(4,871)
合計	230,155	223,505

有価証券明細

区分	平成18年度		平成19年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	697,986	5.1	497,413	3.6
地方債	7,270,554	53.2	7,470,554	53.6
政府保証債	4,055,030	29.7	5,225,934	37.5
利付商工債	450,000	3.3	350,000	2.5
社債	1,198,398	8.7	399,940	2.8
合計	13,671,968	100.0	13,943,841	100.0

■ 経理および財産運用の状況

監査報告書用監査証明書

有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

区分	平成18年度					
	1年以下	1年~3年	3年~5年	5年~7年	7年~10年	10年超
国債	299,400	98,950	0	299,636	0	0
地方債	0	1,543,073	1,397,713	1,992,477	233,477	0
政府保証債	520,171	99,500	99,600	895,684	895,684	0
利付商工債	200,000	100,000	150,000	0	0	0
社債	698,458	300,000	0	0	0	0
合計	1,718,029	2,141,523	1,647,313	3,187,797	1,129,161	0

区分	平成19年度					
	1年以下	1年~3年	3年~5年	5年~7年	7年~10年	10年超
国債	99,900	0	99,636	200,000	98,827	0
地方債	744,575	897,600	2,394,724	2,139,127	1,193,830	0
政府保証債	99,900	0	497,874	994,560	3,634,000	0
利付商工債	100,000	100,000	200,000	0	0	0
社債	199,253	0	0	199,940	0	0
合計	1,243,628	997,600	3,192,234	3,533,627	4,926,657	0

3. その他の指標

革新的な共創社会

固定資産の残高

平成18年度 (単位:千円)

種類	取得原価				原価償却		期末簿価 (A-B)
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A.当期末残高	当期償却額	B.累計額	
有形固定資産	441,101	2,003	1,498	441,606	722	23,577	418,029
無形固定資産	107,192	3,211	0	110,403	20,827	73,716	36,687
合計	548,293	5,214	1,498	552,009	21,549	97,293	454,716

平成19年度 (単位:千円)

種類	取得原価				原価償却		期末簿価 (A-B)
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A.当期末残高	当期償却額	B.累計額	
有形固定資産	424,468	168	0	424,636	982	7,421	417,215
無形固定資産	109,449	8,379	0	117,828	22,696	95,458	22,370
合計	533,917	8,547	0	542,464	23,678	102,879	439,585

責任準備金の積立方式および積立率

	平成18年度	平成19年度
積立方式	未経過方式	未経過方式
積立率 (異常危険準備金を除く)	100%	100%

出資金および積立金の明細

(単位:千円)

年度	種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
平成18年度	出資金	245,435	3,675	4,980	244,130
	資本準備金	4,070			4,070
	利益準備金	584,000			584,000
	利益剰余金	教育情報費用繰越金	75,000	75,000	75,000
	組合積立金	7,710,000	145,000		7,855,000
	当期末処分剰余金	1,291,842		27,716	1,264,126
平成19年度	出資金	244,130	3,060	8,980	238,210
	資本準備金	4,070			4,070
	利益準備金	584,000			584,000
	利益剰余金	教育情報費用繰越金	75,000	75,000	75,000
	組合積立金	7,855,000	150,000		8,005,000
	当期末処分剰余金	1,264,126		255,279	1,008,847

事業費明細

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度
事業費	1,037,280	952,495
一般管理費	425,133	512,577

■組合概要

1.近畿共済の沿革

昭和30年度後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるという厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされるところとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済(7単協)による連合会である全国トラッ

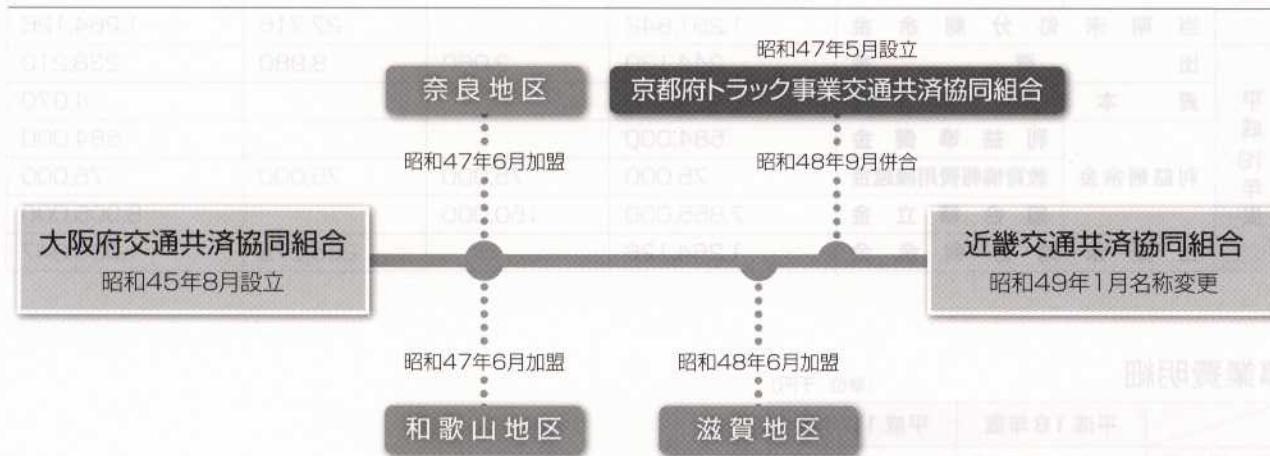
ク交通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を図り、組合員のニーズに対応した共済事業を開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ(株)を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

平成10年の保険自由化以降、損保業界においては激しい商品開発、料率競争が繰り広げられ、貨物運送業界への契約攻勢のもとで損保会社との競争も激化してきました。さらに、保険業法の改正、そして平成19年の中小企業等協同組合法の改正にともない、損保会社と同等の規制による事業運営が求められるところとなりました。

こうした情勢の激変のもとでも、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、時代の動きに的確に対応できる強固な経営基盤を確立し、さらなる発展を目指して引き続き努力してまいります。

近畿共済の系譜



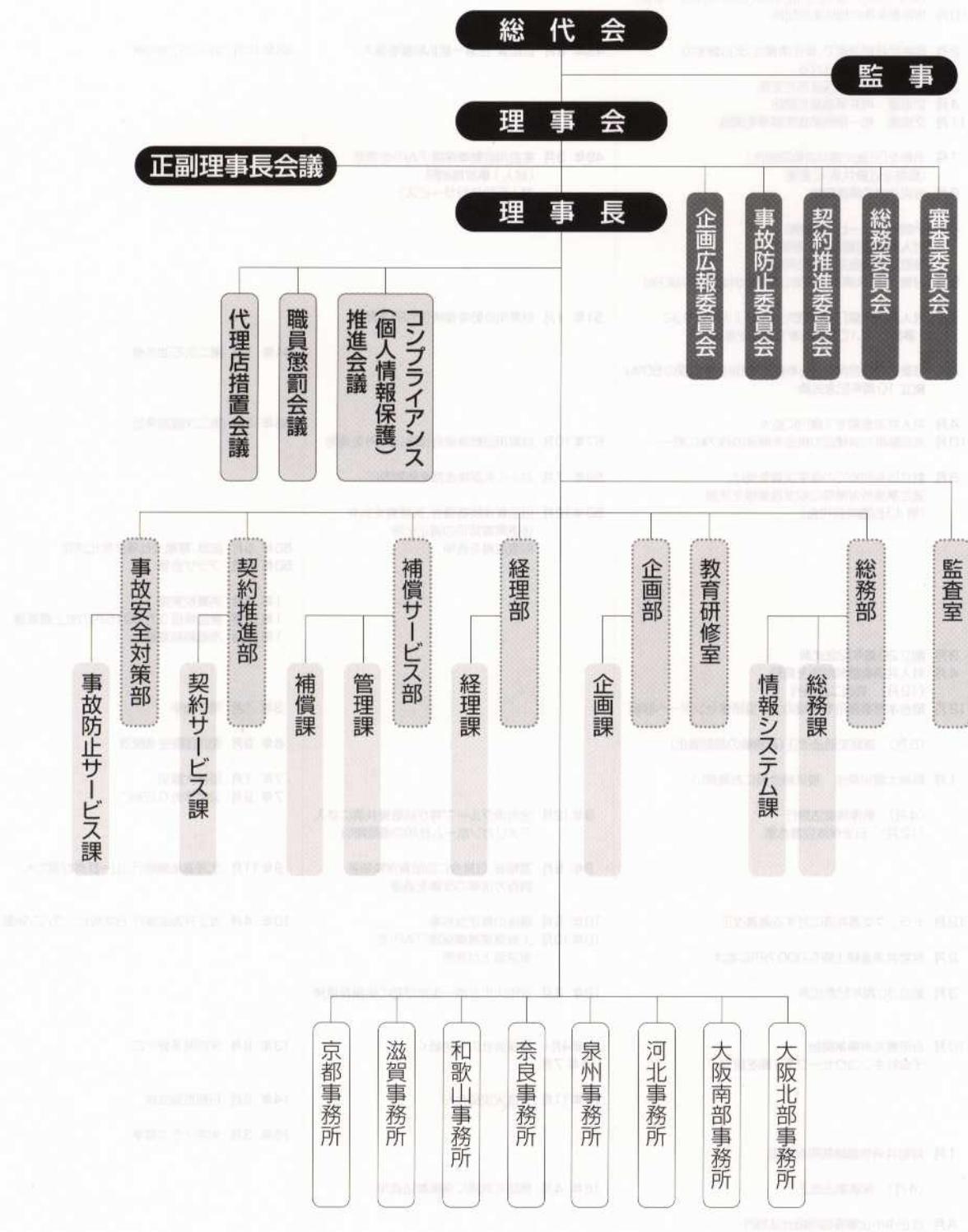
	近畿共済の出来事	自動車保険の出来事	経済・社会の出来事
昭和44 (1970)	12月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度研究委員会設置	44年11月 自賠責保険料を96.5%引上げ	
45	3月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度準備委員会設置	45年 6月 任意対人賠償保険料を89.0%引上げ	45年 3月 大阪で万国博覧会を開催
	8月 大阪府交通共済協同組合創立総会 大阪陸運局認可 設立登記		
	9月 共済事業開始(対人共済掛金は損保の60%)		
47	7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立総会 (東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、熊本の7単協)		46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表
	10月 自賠責保険代理店事業開始		
48	2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の 損金算入が認められる	48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入	48年10月 第一次石油危機
	3月 交協連 統一經理基準を実施		
	4月 交協連 再共済事業を開始		
	11月 交協連 統一損害額査定基準を実施		
49	1月 名称を「近畿交通共済協同組合」 (略称を近畿共済)に変更	49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売 (対人1事故無制限、 対人示談代行サービス)	
	8月 労災共済の事業開始		
50	4月 示談代行サービスを開始 対人割引・割増制度を新設 自賠責保険金立替払を実施		
	9月 対物・車両共済事業開始(共済掛金は損保の80%)		
51	1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、 1事故について5億円まで補償を拡大	51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売	
55 (1980)	4月 搭乗者危険担保特約を新設(共済掛金は損保の80%) 創立10周年記念式典		54年 1月 第二次石油危機
56	4月 対人共済金額を1億円に拡大	57年 10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売	
	10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一		56年 3月 第二次臨調発足
58	8月 創立以来初めての赤字決算を受け、 選定事業所対策等の収支改善策を決議 (第43回臨時総代会)	58年 7月 対人1名保険金額を無制限に	
		59年 12月 自賠責保険審議会、医療費支払や 後遺障害認定の適正化等 制度改善を答申	
			60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定 60年 9月 ブラザ合意
平成2 (1990)	3月 創立20周年記念式典		1年 4月 消費税実施 1年 12月 東証株価3万8915円の史上最高値 1年 12月 冷戦終結宣言
	4月 対人共済金額無制限を新設 (12月) 物流二法施行		
	12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転		
6	(5月) 道路交通法改正(過積載の規制強化)		
7	1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い		3年 1月 湾岸戦争
8	(4月) 新保険業法施行 (12月) 日米保険協議合意	8年 12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入 アメリカンホーム社初の通販開始	6年 9月 関西国際空港開港 7年 1月 阪神大震災 7年 9月 公定歩合0.5%
10	12月 トラック交通共済に対する通達改正	9年 9月 運輸省、自算会に自賠責保険損害 調査方法等の改善を通達	9年 11月 北海道拓殖銀行、山一証券が破たん
11	2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大	10年 5月 最後の算定会料率 10年 10月 人身傷害補償保険(TAP)を 東京海上が発売	10年 4月 改正外為法施行、日本版ビッグバン始動
12 (2000)	3月 創立30周年記念式典	12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携	
13	10月 自賠責共済事業開始 子会社キンコワセーフティ(株)を設立	13年 4月~ 備保会社の合併続く 14年 7月	13年 9月 米同時多発テロ
16	1月 対物共済金額無制限を新設	14年 11月 大成火災破たん	14年 9月 日朝首脳会談
18	(4月) 保険業法改正	18年 4月 無認可共済に保険業法適用	15年 3月 米英イラク戦争
19	4月 改正中小企業等協同組合法施行 6月 共済規程を制定		
20	(6月) 保険法成立		

■ 組合概要

2. 業務運営の組織

組織図

(平成20年4月1日現在)



3. 役員の状況

執行部役員の氏名及び役職名 (平成20年6月4日現在)

地 位	氏 名
理 事 長	坂 本 克 己
副 理 事 長	小 川 義 廣
副 里 事 長	田 中 喜 佐 雄
副 里 事 長	西 尾 實
副 里 事 長	阿 知 波 賀
副 里 事 長	西 畑 義 昭
副 里 事 長	田 中 亨
副 里 事 長	小 西 健 允
副 里 事 長	渡 邊 勝 年
専 務 里 事	山 下 博
常 務 里 事	島 村 進
常 務 里 事	松 井 隆
常 務 里 事	藤 田 年 雄

理 事

(平成20年6月4日現在)

地 域	氏 名	会 社 名
河 北 (12名)	青 山 幸 挿	(株)青山本店
	浅 田 勝	浅田運送(株)
	稻 野 勉	(株)イナノ物流
	亀 井 亮	大阪第一作業(株)
	木 下 道 造	(株)キノシタ
	栗 尾 尚 孝	大和運送(株)
	坂 本 茂 治	茨木小型運送(株)
	田 中 喜 佐 雄	(株)田中運送店
	長 澤 年 夫	共同運輸倉庫(株)
	鍋 島 一 夫	アークナベシマ(株)
	三ツ橋 忠 久	テック物流(株)
	安 田 信 治	安田運送(株)
中 央 (3名)	上 村 晋	(株)マルカミ物流
	高 原 治 二	(株)宇田急配社
	西 光 清	清光運輸(株)
西 (3名)	大 畑 可 奈 子	(株)阿波瀬運送部
	小 田 原 武	東和運送(株)
	北 村 德 太 郎	北村運送(株)
浪速南 (3名)	菅 原 茂 雄	菅原運送(株)
	田 村 精 造	(株)丸ヨ運輸倉庫
	藤 井 照 信	昭和合同貨物(株)

大 正 (3名)	阿 知 波 賀	(株)阿知波組
	坂 東 茂 忠	坂東運送(株)
	振 津 泰 弘	北陽運輸機設(株)
	上 田 健 治	富島運輸(株)
第 六 (4名)	菊 谷 政 之	鈴鹿運送(株)
	大 和 健 司	(株)合通
	山 本 壽 男	北港運輸(株)
	坂 田 喜 信	岸本運送(株)
北 大 阪 (4名)	谷 康 司	日隆産業(株)
	中 村 修 二	カネテ組運送(株)
	松 元 憲 行	(株)東陽運輸
	北 村 長 男	大阪旭運送(株)
東 北 (8名)	児 嶋 良 晴	丸善大阪運輸(株)
	坂 本 克 己	大阪運輸倉庫(株)
	櫻 本 修 治	京橋運輸(株)
	田 中 庄 一 郎	田中運送(株)
	中 谷 展 朗	中谷運送(株)
	中 野 芳 一	ワールド運輸(株)
	濱 中 弘	(株)ハマテック
	大 谷 勝 美	(株)明新運輸
南 大 阪 (5名)	澤 田 時 雄	澤田運輸(株)
	西 川 隆 二	西川運送(株)
	松 下 正 弘	吉川運送(株)
	三 島 和 雄	(株)セイワ運輸
	荒 木 裕	荒木運輸(株)
東 大 阪 (9名)	川 井 一 巨	(株)山中運輸
	川 中 計 雄	東栄運輸(株)
	岸 寅 造	岸運輸(株)
	杉 原 幸 太 郎	御厨運送(株)
	鉄 本 友 幸	丸鉄運送(株)
	中 村 喜 一	中村運輸倉庫(株)
	西 岡 一 郎	勝営運輸(株)
	宮 崎 芳 彰	生野運送(株)
	浅 野 博	大津急送(株)
泉 州 (10名)	池 辺 祐 一	池辺運送(株)
	石 田 亀 太 郎	石田運送(株)
	川 端 英 治	南海通運(株)
	高 田 喜 代 治	山龜運送(株)
	玉 置 三 平	(株)清丸運輸
	辻 本 治	(株)堺相互
	鶴 民 雄	鶴運輸(株)
	西 尾 實	西尾運送(株)
	森 未 充	丸高運送(株)
	小 川 義 廣	杉村運輸(株)
港 (2名)	藤 井 武 治	(株)藤井商会

■ 組合概要

員外の員数

奈良 (7名)	奥田 成幸	奈良県合同陸運(株)
	川端 章代	川端運輸(株)
	小西 健允	明日香運送(株)
	米田 準治	丸米運輸(株)
	辻本 廣行	(株)辻本運送
	萬喜 忠雄	(株)愛和
	森本 万司	(有)ダイワ運送
和歌山 (6名)	新井 勝一	新和運輸(株)
	岡崎 幸男	岡崎運輸(株)
	川島 亨	川島運送(有)
	阪本 享三	(株)酒本運送
滋賀 (7名)	田島 耕司	(有)牧野運送
	渡邊 勝年	(株)渡辺産業運輸
	岡田 博	京阪運輸(株)
	甲斐切 稔	甲西陸運(株)
	坂口 和男	(株)坂口運送
	澤章二	澤運送(株)
	田井中 順次	東亞貨物(株)
京都 (14名)	田中 亨	(株)滋賀ユニック
	萬木 進	高島運輸(株)
	荒木 律也	荒木運送(株)
	居相 正一	全京高速運輸(株)
	家原 利一良	丸正運送(株)
	岩井 浩明	マルコーデリバリーサービス(株)
	金井 清治	京都産業貨物(株)
	河嶋 義孝	河嶋運送(株)
	清水 敏夫	(株)シミズ運送
	田中 平八	ユーキン物流(株)
	中井 政夫	中井運送(株)
	中嶋 守	(株)流通システムナカジマ
	西畠 義昭	(株)アースカーゴ
	橋本 三男	橋本商運(株)
員外 (4名)	村尾 憲三	舞鶴運輸(株)
	矢尾 紀夫	丸昭運送(株)
	山下 博	近畿交通共済協同組合
	島村 進	近畿交通共済協同組合

監事

地域	氏名	会社名
河北	吉本 英雄	(株)シンワ・アクティブ
東北	田代 順一	新栄運輸(株)
東大阪	永崎 光雄	(株)丸日運送
泉州	佐竹 哲司郎	佐竹運送(株)
滋賀	尾賀 康裕	滋賀自工(株)
京都	國友 義治	ぎおん菊水運送(株)
員外	樺本 尚彦	公認会計士

4.事務所の状況

事務所の名称	所在地	電話番号
本部		06-6965-2828
大阪北部事務所	大阪市城東区鶴野西2-11-2(大阪府トラック総合会館内)	06-6965-2831
大阪南部事務所		06-6965-2833
河北事務所	吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)	06-6381-6544
泉州事務所	堺市西区浜寺石津町中1-9-19(南部地区輸送サービスセンター内)	072-247-1701
奈良事務所	大和郡山市額田部北町981-6(奈良県トラック会館内)	0743-59-1701
和歌山事務所	和歌山市田中町5-4-14シャンティ田中町2F-A	073-422-2451
滋賀事務所	草津市若竹町2-31	077-516-0001
京都事務所	京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)	075-671-1894

キンコウセーフティ株式会社の概要

キンコウセーフティ株式会社

名 称 キンコウセーフティ株式会社
 代表取締役社長 坂本 克己
 所 在 地 大阪市城東区鶴野西2丁目11-2
 (大阪府トラック総合会館内)
 資 本 金 1,000万円(近畿交通共済協同組合100%出資)
 設立年月日 平成13年10月2日
 代理店登録 平成13年11月8日
 契約損保会社 富士火災海上(株)、東京海上日動火災(株)、
 三井住友海上火災(株)
 電 話 06-6965-2561
 F A X 06-6965-2830

[取扱い商品]

運送業者賠償責任保険

契約者が輸送を受託したすべての貨物を対象にして、その貨物に損害が生じた場合に、荷主に対して負担する損害賠償責任を、1回の手続きで1年間包括的にカバーします(一部条件制限貨物があります)。

実際の運送中、仮置場所での仮置中、保管場所での保管中、簡単な加工作業中(梱包・札付など)、貨物の陳列中など切れ目なくリスクをカバーすることができます。

保険金額 ① 輸送中、仮置中、作業中 300万円～3,000万円

② ①の5倍

いずれも免責金額は5万円

特 約

●残存物取片付け・廃棄費用

貨物に関する支払保険金の10%以内(200万円限度)の実費をお支払いします。

●第三者賠償責任

貨物輸送中に、壁を傷つけたり、通行人にケガをさせた場合などに、対人・対物合算で1事故・年間1,000万円限度(免責5万円)をお支払いします。

●臨時費用

貨物に関する支払保険金の10%を定額でお支払いします。(200万円限度)

その他、医療保険、がん保険、傷害保険、火災保険、賠償保険などあらゆる損害保険商品に加え、生命保険商品の取扱いもしています。



2008 DISCLOSURE KINKI KYOSAI



近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2丁目11-2
TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838
<http://www.kinkyo.or.jp/>
e-mail kinkyo@kinkyo.or.jp